

役員等の講師及び実演並びに原稿執筆等に対する謝金の支払に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人 風に立つライオン基金（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第3項及び第6条に規定された、この法人の役員等による講師及び実演並びに原稿執筆等に対する謝金の支払に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、この法人の理事並びに監事及び評議員を総称していう。
- (2) 謝金とは、非常勤役員並びに評議員がこの法人の会議に出席した際、あるいは、役員等が前号の特別任務を履行した際に当該役員等へ支払う報酬をいう。

(この法人の主催行事における講演並びに実演に対する謝金)

第3条 理事長及び副理事長並びに常務理事の職にある理事を除く役員等が、理事長の委嘱により前条第2号の特別任務の内、講演乃至実演の活動を実施したときは、理事長は、当該役員等が同様の活動によって得ることのできる報酬額の30%の額を限度として謝金を支払うことができる。

(この法人の共催行事における講演並びに実演に対する謝金)

第4条 理事長及び副理事長並びに常務理事の職にある理事を除く役員等が、本基金が他と共催する行事において講演乃至実演の活動を実施し、この法人が共催先から講師派遣料等を収受したときは、当該役員等が同様の活動によって得ることのできる報酬額の50%の額を限度として謝金を支払うことができる。

(その他の講演会等の行事における講演並びに実演に対する謝金)

第5条 理事長及び副理事長並びに常務理事の職にある理事を除く役員等が他団体等の依頼による講演会等の行事において、この法人の役員等としての立場で、講演乃至実演の活動を実施し、この法人が依頼元から講師派遣料等を収受したときは、理事長は下記各号に定める額を限度として謝金を支払うことができる。

- (1) 常勤理事：収受した講師派遣料等の50%の額
- (2) 常勤理事以外の役員等：収受した講師派遣料等の70%の額

(原稿執筆謝金)

第4条 理事長及び副理事長並びに常務理事の職にある理事を除く役員等が、この法人の発行する紙誌又は書籍等に執筆し、あるいは、この法人の活動の広報等を目的とする紙誌又は書籍に寄稿したときは、理事長は第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として執筆謝金を支払うことができる。

(改正)

第5条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 23 日から施行する。(平成 29 年 1 月 23 日評議員会議決)